

左官技能インストラクター（指導員）制度および推薦要領

（趣 旨）

日左連において全国統一した技能検定受験マニュアル（実技教材テキストおよびDVD）を作成し、技能インストラクター（指導員）による正しい技術指導を行い、左官後継者の育成と左官技能者の社会的地位の向上を図る。

（目 的）

1. 技能検定試験の受験者が統一した技能検定マニュアルに基づいて平等な環境で受験に臨むことができると同時に質の高い技能をもって受験に臨めること。
2. 日左連の統一した技能検定マニュアルに基づき、業界内において資格が活かされ、活性化につながることを。
3. 資格が尊重されることにより、技能尊重につながることを。
4. 団体事業が活性化し、会員・非会員の差別化が図れることを。

（資格要件）

実務経験 10年

必須資格 1級左官技能士・職業訓練指導員

※既委嘱者（平成26年3月31日迄に委嘱された者）で、職業訓練指導員免許を保有していない者は、委嘱日より3年以内に取得することを条件に申請することができる。

年齢制限 70歳（推薦申込みは、65歳迄）

任 期 5年間（5年毎に更新、更新しない場合は失効）

欠格要件 現・元中央技能検定委員、都道府県知事から委嘱を受けた現・元技能検定委員、現補佐員は不可。なお、任期満了後1年以上経過した元補佐員は可。但し、当時知り得た情報については他に漏洩してはならない。

（推薦方法等）

1. 推薦は、団体長の推薦により「左官技能インストラクター（指導員）推薦書」にて申請します。資格要件等を審査し委嘱状を発行します。
2. 推薦書の受付けは、原則として年1回（毎年1月5日～3月31）とし、任期の始期は申請した年の4月1日からとする。任期は5年間とする。
3. 任期の更新は、任期が満了する年の1月5日から3月31日の間に左官技能インストラクター（指導員）推薦書を提出する。更新後の任期は、従前の任期末日の翌日から起算して5年間とする。
4. 申請書およびその添付書類に虚偽等があった場合は、委嘱を取り消します。
5. 技能検定インストラクター（指導員）の運用については、各都道府県団体に一任する。